

# **年金記録訂正請求に係る答申について**

**関東信越地方年金記録訂正審議会**

**(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)**  
**令和元年9月5日答申分**

## **○答申の概要**

**年金記録の訂正の必要があるとするもの** 1件

**厚生年金保険関係** 1件

厚生局受付番号 : 関東信越（受）第1900118号  
厚生局事案番号 : 関東信越（厚）第1900038号

## 第1 結論

1 請求者のA社における平成15年4月1日から同年7月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成15年4月から同年6月までの標準報酬月額については13万4,000円から18万円とする。

平成15年4月から同年6月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成15年4月から同年6月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

2 請求者のA社における平成15年4月1日から同年7月1日までの期間の標準報酬月額を18万円から22万円に訂正することが必要である。

なお、平成15年4月から同年6月までの訂正後の標準報酬月額（上記1の訂正後の標準報酬月額を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

3 請求者のA社における標準賞与額を平成18年7月31日は9万9,000円、同年12月28日は9万6,000円、平成19年12月28日及び平成20年4月30日は9万4,000円とすることが必要である。

平成18年7月31日、同年12月28日、平成19年12月28日及び平成20年4月30日の標準賞与額については、厚生年金特例法第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成18年7月31日、同年12月28日、平成19年12月28日及び平成20年4月30日の訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

4 請求者のA社における標準賞与額を平成18年7月31日は9万9,000円から13万円に、同年12月28日は9万6,000円から13万円に、平成19年12月28日及び平成20年4月30日は9万4,000円から13万円に訂正することが必要である。

なお、平成18年7月31日、同年12月28日、平成19年12月28日及び平成20年4月30日の訂正後の標準賞与額（上記3の訂正後の標準賞与額を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和31年生

住所 :

### 2 請求内容の要旨

- 請求期間 : ① 平成15年4月1日から同年7月1日まで  
② 平成18年7月31日  
③ 平成18年12月28日  
④ 平成19年12月28日  
⑤ 平成20年4月30日

私は、平成11年から平成22年まで、A社に勤務していたが、ねんきん定期便において、請求期間①については、「標準報酬月額と保険料納付額の月別状況」に記載の標準報酬月額が、同社から支給されていた給料の額より低い額による記録とされ、請求期間②から⑤については、同社から、賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、「標準報酬月額と保険料納付額の月別状況」にこれらの賞与に係る標準賞与額の記録がない。調査の上、請求期間の標準報酬月額及び標準賞与額の記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

1 請求期間①については、請求者から提出されたA社の給料支払明細書（以下「給料支払明細書」という。）により、当該期間においてオンライン記録により確認できる標準報酬月額（13万4,000円）を超える報酬月額の支払を受け、標準報酬月額の改定若しくは決定の基礎となる月の報酬額に基づく報酬月額（以下「本来の報酬月額」という。）に見合う標準報酬月額（22万円）より低い標準報酬月額（18万円）に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は本来の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間①に係る標準報酬月額については、請求者から提出された給料支払明細書において確認できる厚生年金保険料控除額から、18万円とする必要がある。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は、厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、事業主は、既に亡くなっていることから、社会保険事務所（当時）に請求者の請求内容どおりの届出を行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、明らかでないと判断せ

ざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険の報酬月額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

- 2 請求期間①について、請求者から提出された給料支払明細書により、請求者の当該期間に係る本来の報酬月額に見合う標準報酬月額（22万円）は、上記1の訂正後の標準報酬月額（18万円）を超えていることが確認できることから、標準報酬月額を22万円に訂正することが必要である。

なお、上記訂正後の標準報酬月額（上記1の訂正後の標準報酬月額を除く。）について、請求者は、本来の標準報酬月額（22万円）に見合う厚生年金保険料（上記1の訂正後の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を除く。）を事業主により給与から控除されていたとは認められず、厚生年金特例法第1条第1項の規定には該当しないことから、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

- 3 請求期間②から⑤については、請求者から提出された賞与に係る給料支払明細書により、いずれも13万円の賞与が支払われていることが確認できるところ、請求者は、請求期間②は9万9,000円、請求期間③は9万6,000円、請求期間④及び⑤は9万4,000円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

一方、厚生年金特例法に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間②から⑤に係る標準賞与額は、請求者から提出された賞与に係る給料支払明細書において確認できる厚生年金保険料控除額から、請求期間②は9万9,000円、請求期間③は9万6,000円、請求期間④及び⑤は9万4,000円とする必要がある。

なお、事業主が請求者の請求期間②から⑤に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は、厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、事業主は、既に亡くなっていることから、社会保険事務所に請求者の請求内容どおりの届出を行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険の賞与額に係る届出を社会保険事務所（平成22年以降は、年金事務所）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

- 4 請求期間②から⑤の期間について、請求者から提出された賞与に係る給料支払明細書により、請求者の当該期間に係るそれぞれの賞与支給額は、上記3の訂正後の標準賞与額を超えている

ことが確認できることから、それぞれ標準賞与額を13万円に訂正することが必要である。

なお、上記訂正後の標準賞与額（上記3の訂正後の標準賞与額を除く。）について、請求者は、賞与の支給額（13万円）に見合う厚生年金保険料（上記3の訂正後の標準賞与額に見合う厚生年金保険料を除く。）を事業主により賞与から控除されていたとは認められず、厚生年金特例法第1条第1項の規定には該当しないことから、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。